



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 税務職員の指導による更正の請求／特定期間の課税売上高

### ～特例の判定基準は課税売上高か給与等支払額か選択可能～

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えるときは、納税義務免除の規定は適用されません（消法9の2①）が、特定期間における課税売上高の判断基準は、特定期間中の給与等支払額を課税売上高とすることができます。（消法9の2③）

今回は、特定期間中の給与等支払額が120万円であった納税者が、税務職員の指導により更正の請求をしましたが、認められなかった事例を紹介します。

（令和2年10月7日非公開裁決・棄却・TAINSコード：F0-5-356）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

#### <事案の概要>

請求人が、消費税等の確定申告を行った後、基準期間の課税売上高が1000万円以下、かつ、特定期間の給与等支払額が1,000万円以下であることから、課税期間において免税事業者該当するとして、更正の請求をしたところ、原処分庁が更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったことから、請求人が原処分の全部の取消しを求めた事案です。

#### <審判所の判断>

- 1 更正の請求ができる事由については、納税申告書の提出により確定している納付すべき税額が過大であることのみでは、その事由とはならず、過大となったことが、課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと、又は計算自体に誤りがあったことに基づいている場合に限定されている。したがって、納税者に一定事項の申告及び選択等を条件としてその規定の適用を受けることを委ねている場合においては、一旦自由な意思でこれらの規定に従い、かつ、適法な計算に基づいて申告書を提出し、税額を確定させた場合、後日その一定事項の申告及び選択等の内容を変更することを理由に更正の請求をすることはできないと解される。
- 2 請求人の基準期間における課税売上高は1,000万円以下であり、また、特定期間課税売上高は1,000万円を超える一方で特定期間給与等支払額は1,000万円以下であるから、請求人は、課税期間において、特定期間課税売上高を特例の判定基準とすれば課税事業者となり、特定期間給与等支払額を特例の判定基準とすれば免税事業者となる事業者であった。
- 3 請求人は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であることを前提として、確定申告書を提出していると認められるから、特定期間課税売上高を特例の判定基準として選択したと認めることが相当である。そして、その選択の結果、請求人は、課税事業者として確定申告を行ったものと認められる。
- 4 特例の判定基準の選択は、請求人の自由な意思に委ねられていることから、判定基準のいずれを選択しても法律の規定に従っていなかったことにならないから、通則法第23条第1項第1号に規定する更正の請求ができる要件には該当しない。
- 5 原処分庁職員による更正の請求の示唆及び指導等があったことが認められるものの、これらは、原処分庁職員が、請求人が免税事業者であるか否かの確認の過程において、税務官庁の一担当者としての見解ないし方針を示したものにすぎず、税務署長その他の責任ある立場にある者の正式な見解の表示に当たるとまではいえない。したがって、更正をすべき理由がない旨の通知処分について、信義則に反する違法はない。  
……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判13頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第362号(令和5年9月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628